

計画の背景

計画策定の趣旨

計画の位置付け

令和2年（2020年）12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が定められました。デジタル化は、国民生活の利便性を向上させ、行政機関や民間事業者等の効率化に資する、人に優しいデジタル化の必要があるとしています。

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられました。

この基本方針等を踏まえ、デジタル社会の基本理念等を定めた「デジタル社会形成基本法」をはじめとするデジタル改革関連法が令和3年（2021年）5月に成立しました。

デジタル政策に関する国の動向

令和2年

- デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針
- デジタル・ガバメント実行計画改定
- 自治体DX推進計画（総務省：R2策定、R4改定、R5改定）

- 令和3年
- デジタル改革関連6法
 - デジタル田園都市国家構想
 - デジタル社会の実現に向けた重点計画（R3策定、R4改定、R5改定）

- 令和4年
- デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン
 - 地方公共団体における規制の点検・見直しマニュアル
 - 道路交通法改正（特定の条件でドライバーが不要となる自動運転「レベル4」解禁）
 - 電気通信事業法改正（光ファイバなどの有線ブロードバンドを全国一律で提供されるべき電気通信サービスである「ユニバーサルサービス」に位置づけ）
 - 女性デジタル人材育成プラン

- 令和5年
- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（アナログ規制に関する法令約1万条項見直し）
 - 医療法施行規則の一部を改正する省令（医療機関のサイバーセキュリティ対策義務化）
 - 女性版骨太の方針2023（女性デジタル人材の育成などリスクリングの推進）
 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正（社会保障、税、災害分野以外への利用範囲拡大、主務省令に規定することによる情報の連携化等）
 - デジタル行財政改革会議の設置

人口減少や少子高齢化の急速な進展により行政サービスの担い手不足が懸念されるなか、持続可能な社会を形成していくために、今後ますますデジタル技術の活用が必要となっています。

本町では、社会の情報化の流れに的確に対応し、デジタル技術を活用した住民サービスの向上や業務改善・効率化に努めてきました。

国は「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を打ち出し、その実現に向けて大きく動いています。

デジタル社会の形成にあたって、デジタル技術やデータの活用により行政組織における業務自体をこれまでの姿から変革する必要があり、本計画を策定します。

DX化の基本方針

基本方針1 住民の利便性の向上



- 住民の利便性向上に資する手続や、各種行政手続について、「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえ、積極的にオンライン化を推進します。
- マイナンバーカードの利活用を進めるための取組を積極的に行い、行政手続のオンライン化を推進するとともに、住民にやさしい窓口を実現します。

基本方針2 行政業務の効率化・高度化



- 自治体の情報システムの標準化・共通化の取組については、セキュリティ対策の徹底を図りながら、国が定める標準化基準に適合したシステムを利用することにより、行政業務の効率化・高度化を図ります。
- 業務プロセスのデジタル化を進めるとともに、AI・RPAの利用を検討・推進し、そのために職員のリテラシースキルの向上と、リスクリングを積極的に行います。

基本方針3 安心・安全な地域づくり



- 子育て支援、高齢者や障がい者支援、学校教育や生涯学習への支援、防犯・防災対策、産業の活性化、生活基盤の充実、そして行政運営全般において新たな情報化対応を進めることにより、住民が安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

計画推進による効果

本町の「森林」「食」「子育て力」「地元力」といった財産や強みを最大限に活かし、行政運営の各分野における「資源の循環」「暮らしの循環」「経済の循環」「人材の循環」といった個々の効果だけでなく、互いに関連しあい影響しあうことで、より大きな効果につなげます。

DX化推進に向けた取組内容

基本方針1

住民の利便性の向上

1 行政手続のオンライン化の推進

- ・手続のオンライン化の拡大
- ・早急な制度改正による、電子決裁が可能な業務の拡充

2 やさしい窓口の実現

- ・やさしい窓口化の推進
- ・書かない窓口化に向けた、申請書作成における住民の利便性向上

3 マイナンバーカードの利活用推進

- ・マイナンバーカードの普及促進
- ・マイナンバーカードを活用した手続業務の拡大

4 デジタルデバイド対策の推進

- ・住民のデジタルデバイドの解消

基本方針3

安心・安全な地域づくり

4 防犯・防災対策におけるDXの推進

- ・事業継続計画の作成と、関係団体や各事業者への作成促進
- ・避難行動要支援者への支援に係るシステムの運用
- ・被災者支援システムの迅速な運用（罹災証明発行等）等

5 産業の活性化に向けたDXの推進

- ・京丹波町産業ネットワークの効率的・効果的な活動の推進
- ・地域通貨の導入推進
- ・マイナンバーを活用した、ふるさと納税の拡充による関係人口の増加
- ・解像度の高い画像を掲載できる町ホームページづくりの推進
- ・農業者への情報化支援の強化
- ・情報システムを活用した、獣害による被害の減少
- ・新たな試みであるデジタルマーケティングの推進等

基本方針2

行政業務の効率化・高度化

1 自治体情報システムの標準化・共通化対応

- ・京都府自治体情報化推進協議会との連携による、円滑なシステムの移行

2 セキュリティ対策の徹底

- ・職員の情報セキュリティ意識の醸成
- ・庁内の情報資産管理の徹底
- ・特定個人情報取扱状況点検及び監査の適切な遂行
- ・情報セキュリティポリシーの定期的な見直し
- ・情報システムのインフラのセキュリティの強化

3 業務プロセスのデジタル化とAI・RPAの利用促進

- ・庁内業務におけるAIやRPAの導入検討と促進
- ・業務プロセスの「見える化」による、業務の恒常的な改善

4 職員のリテラシースキルの向上とリスキリング

- ・職員のリテラシースキルの向上
- ・技術革新や住民ニーズの変化に対応する、DX化のための新たなスキルの習得

2 高齢者及び障がい者支援におけるDXの推進

- ・高齢者及びその家族の安心につながる、徘徊SOSネットワーク事業（事前登録、協力事業所の登録、位置情報検索システム利用補助制度）の継続実施
- ・高額介護サービス費の処理方法の改善と、申請書類の効率的な作成による業務の効率化
- ・高齢者等の新たなつながりづくりに向けた情報化の充実
- ・自治体情報システムの標準化に対応した改善の推進等

3 学校教育・生涯学習の支援におけるDXの推進

- ・児童・生徒への情報端末の適切な提供（故障時の対応等）
- ・情報機器の充実による、児童・生徒一人ひとりに個別最適な教育の提供
- ・国の方針に基づく、適切なデジタル教科書の導入
- ・共同システムで運用している校務システムの活用
- ・生涯学習活動への情報化の活用
- ・町内の文化・芸術活動の積極的な情報発信等

6 生活基盤の充実に向けたDXの推進

- ・道路台帳のデジタル化の推進
- ・工事事業者からのデジタル納品の拡充による、職員の業務の効率化
- ・スマートメーターの導入と、見守り等の多様な情報化機能の活用
- ・下水道管網図の電子化の推進
- ・管路施設情報のオンライン閲覧の実現に向けた研究の推進
- ・BIM/CIMの導入研究
- ・マイナンバーカードの活用による、町営住宅入居者や入居希望者の適切な把握等

7 その他行政運営におけるDXの推進

- ・庁内の事務関係書類のペーパーレス化の推進
- ・京丹波町自主放送番組における、住民主体の番組づくりやコンテンツの提供推進
- ・アプリ等の情報発信を活用した、住民（区長）と職員の負担軽減の推進
- ・議会と住民の結びつきを強める取組の積極的な推進等